

長浜市告示第98号

特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準を次のように指定する。

平成19年4月1日

長浜市長 川島信也

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）別表第1号に規定する区域を次のとおり指定する。

別表第1号のイの区域	平成19年長浜市告示第96号で指定した第1種区域
別表第1号のロの区域	平成19年長浜市告示第96号で指定した第2種区域
別表第1号のハの区域	平成19年長浜市告示第96号で指定した第3種区域
別表第1号のニの区域	平成19年長浜市告示第96号で指定した第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。